

討論

今定例会では、平成25年度八潮市一般会計補正予算(第1号)について日本共産党(反対)と自民クラブ(賛成)から討論がありました。

反対討論(日本共産党)

本補正予算は、国・県の補助金を活用し市民生活向上の施策に一定程度対応されているところは、評価できるところですが、セーフティネット支援対策事業として生活保護業務システム改修委託料については、認めるわけにはいきません。8月から実施予定ということへの生活扶助基準の引き下げのためのシステム改修の内容だからです。

生活保護は、5年ごとに検証が行われ、昨年は民主党政権下で生活保護基準部会の議論が行われてきました。自民党は選挙公約で生活保護の1割削減を掲げ、この方向は予算編成の基本方針の中でも「生活扶助基準や医療扶助の適正化」とあげられ、生活扶助基準の引き下げは、本年8月から2015年度の3年間で国費ベースで670億円と期末一時扶助70億円を削減するとしています。そのうち2013年度は生活扶助基準引き下げ150億円と期末一時扶助70億円を削減するとしています。

生活保護基準とは、最低生活費ともいいますが、ナショナルミニマムといって国家が国民に対し「最低限これだけは生活を保障します」という最低生活保

障基準でもあります。生活保護をもらえる基準というよりは国民に対する生活保障責任の基準と考えられます。これを引き下げることは、ある意味国の責任放棄です。引き下げの理由とされている不正受給の金額はここ数年、生活保護費全体の0.4%弱で推移され、報道される

ことが多いので、不正受給が横行しているかのような印象がありますが、実際にはその程度でしかありません。逆に生活保護の捕捉率、制度利用できるはずの収入・資産の中で実際に利用できるに人の割合は20%しかありません。生活保護の利用要件を満たしている人で80%が利用できるということになります。餓死等の痛ましい事件が起こることがこのことを実証しています。

さらに、生活保護基準の引き下げは、個人住民税の均等割、就学援助、介護保険料や国民健康保険の一部負担金減免、さらには最低賃金の引き下げで労働条件の悪化など影響を受けることとなります。八潮市は、平成24年9月現在で県内6番目に高い保護率1.67パーミルのことでした。受給者への影響は多

大です。また、生活保護法改正案が衆議院で十分な審議もなく可決され、参議院での審議に移っています。親族の扶養義務を強化、働ける年齢層は低額でも就労、制度締め出しを強める内容のもので、市はその防波堤となり、生活困窮者が健康で文化的な最低限の生活を失うことのないよ

うな対応が求められます。国の制度改悪に反対するとともに、本議案に反対するものです。

賛成討論(自民クラブ)

今回の補正予算を見ますと、主なものとして、歳入では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスのシステム整備に係る国庫補助金やLED街路灯の導入計画策定に係る国庫補助金、または、緊急雇用創出基金市町村事業費に係る県補助金など収入の見込み等を的確に捉えるとともに、他の財源を有効に活用した適切な予算措置がなされていると考えます。

一方、歳出についてですが、民生費では、歳入に連動した定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスのシステム整備やLED街路灯の導入計画策定委託により市民生活の安全・安心が図られ、また、生活保護基準の改正を視野に入れたシステム改修経費など適切に予算措置されていると考えております。

また、労働費では、2つの緊急雇用創出基金市町村事業が予算化され、新規の雇用拡大と市民サービスの向上が図られるものと考えております。

その他、教育費などにおいて、寄附金をその目的に沿うように予算計上している点など、適切な予算措置がされているものと考えます。

また、債務負担行為では、「LED街路灯借上料」が追加されており、将来的に市民生活の安心・安全に大きく寄与する事業

について、適切に予算措置されていると考えております。

以上、今回の補正予算の内容については、年度開始の間もない時期ではありますが、財源の有効活用を図りながら、健全な財政運営を念頭に置いた適切な予算であり、また、市民の安心・安全につながる予算措置がされているなど、大いに評価できるものであります。

よって、ここに議案第52号平成25年度八潮市一般会計補正予算(第1号)について、賛成の意を表し討論を終わります。

意見書

定例会最終日に、左記の意見書のほか、「ダンス規制(風営法)の見直しを求める意見書」、「副反応事例が多発している子宮頸がんワクチン接種事業の精査・検証と副反応被害者に対する救済体制を整えることを求める意見書」を上程し、原案のとおり可決しました。なお、可決した意見書は、関係機関に送付しました。

国連の勧告に従い、原発被害者の「健康に生きる権利」の保障を求める意見書

5月27日、国連人権理事会において、福島原発事故後の人権状況を調査した国連「健康に対する権利」の特別報告者のアナンド・グローバー氏が、調査内容を報告し、日本政府に対する勧告を発表した。追加被ばく量

1mSv以上の地域での健康調査の実施や、1mSvを下回るまでは帰還を強いるべきではないなど、原発被害者の「健康に生きる権利」を具体的に示している。日本政府が「年20mSv」を基準とした避難政策を採用したことにより、多くの被害者が、「自主的避難」の名のもとに、賠償のあてもない避難を強いられた。さまざまな事情から避難したくても避難できずに高い汚染地域での生活を強いられている方もたくさんいる。

また、福島県民健康管理調査に対しては、調査の対象が狭く、内容も不十分で、情報開示にも問題があることを多くの住民、専門家や弁護士が指摘してきた。

さらに、昨年6月に制定された原発事故子ども・被災者支援法の基本方針は未だ策定されておらず、実施されていない。これらは国連特別報告者の報告でも指摘されている通りである。よって、国に対し、以下の事項を実現するよう強く求めるものである。

記

- 1 国連の勧告に従い、追加被ばく線量1mSvを下回るまで、帰還が強制されないこと及び賠償を継続すること。また、追加被ばく線量1mSv以上の人々を対象とした健康調査を行うこと
- 2 原発事故子ども・被災者支援法の基本方針を速やかに策定すること及び追加被ばく量1mSv以上の地域を支援対象

に含めること。また、実施に当たって事故被害者の意見を真摯に聞き、取り入れること

3 原発事故の収束作業員及び除染作業員の長期的な健康管理に関して、被ばく量によらず国が責任をもって取り組むこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月20日

埼玉県八潮市議会

提出先
衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣

建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

アスベスト(石綿)を使用したことによる被害は多くの労働者、国民、そして建設従事者に広がっています。現在でも、建物の改修、解体に伴うアスベストの飛散は起こり、被害が広がっている公害です。東日本震災でも破壊された家屋から大量のアスベストが発生し、健康被害の危険が指摘されています。

日本では、建設従事者にアスベスト被害者が多く生まれています。アスベストのほとんどは建設資材など建設現場で使用されました。国は危険性があきらかなのに、耐火のためとしてアスベスト建材の使用を法令で義務付け、推進し、建材企業も安

「やしお市議会だより」は、新聞折り込みでお届けしています。市役所、八潮駅、お近くの公共施設などでもお受け取りになれます。